

【表紙】	
【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月4日
【ファンド名】	[アバディーン・ファンド・セレクション]海外高格付け債 ファンド Bコース（為替ヘッジなし）
【発行者名】	アバディーン・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢島 健
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
【事務連絡者氏名】	岸 昌宏
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
【電話番号】	03-4578-2214
【縦覧に供する場所】	該当なし

1 【提出理由】

「[アバディーン・ファンド・セレクション]海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）」（以下「当ファンド」といいます。）につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

イ 繰上償還の年月日

2027年3月5日（予定）

法令および信託約款の規定に基づく繰上償還手続きにおいて、異議申立ての受益者の方の受益権の合計口数が2026年9月4日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合を条件として繰上償還するものとします。

ロ 繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドは、投資信託約款第48条第1項において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときは、異議申し立て手続きの成立をもって、受託会社と合意のうえ、繰上償還させることができると規定しています。現状、当ファンドは受益者からの換金（解約）による受益権の口数の減少傾向が続いており、2026年6月末現在、当ファンドの純資産総額は約28.8億円となっております。今後、このような受益権の口数の状態と運用資産額が継続した場合、本来の運用目標を達成することが困難になっていくことが懸念されます。したがって、このまま運用を継続するよりも、可能な限り早期に繰上償還を行い、預かり資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様の利益に資すると判断いたしました。

ハ 繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

2026年9月4日付の日本経済新聞に当該信託の終了（繰上償還）に係る公告を行います。また、2026年9月4日現在の当ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対して、繰上償還にかかる情報を記載した書面を交付いたします。